

質 問 応 答 書

調達件名...清掃工場排ガス測定業務

| 番号 | 質 問 事 項 | 回 答 |
|----|--|--|
| 1 | <p>業務仕様書5ページ6.測定方法(3)塩化水素濃度の分析方法のみ自社で分析できないので、分析のみ外部に発注して分析してもらうのは可能でしょうか。</p> <p>全分析を自社で行えないと入札資格は無いと判断されるかどうかの質問になります。</p> | <p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>札幌市役務契約約款第5条の1において、「受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」と定められています。</p> <p>本件について、仕様書5ページ6(3)塩化水素濃度の分析を第三者に委託することは、当該「やむを得ない事例」にはあたらないことから、分析のみを外部に発注することはできません。</p> |